



自立援助ホームとは



「自立援助ホーム」とは、なんらかの理由で家庭にいられなくなり、働かざるを得なくなった原則として15歳から20歳まで（状況によって22歳まで）の子どもたちに暮らしの場を与える施設です。

「働かざるを得なくなった」という意味は、本人に十分な意欲と能力が備わっているか否かにかかわらず、家族も含め他の援助を受けることができない状況で「自立」を強いられた状況を指します。しかしほとんどの場合、15歳の義務教育終了時点で施設や家庭から出て働かなければならない子ども

たちは、意欲や能力の面で十分一人で生活できる状況にあるとはいいがたいのが現状です。

それにもかかわらず、「自立」させられた場合、職場や生活場面でも困難をかかえ、社会適応ができません。そのような子どもたちに対し、社会的援助が必要だと感じた関係者のボランティア活動によって創設されたのが、現在の「自立援助ホーム」の始まりです。

目的

生き生きと生活できる場、安心して生活できる場を提供し、大人との信頼関係を通して社会で生き抜く力を身に付け、子どもたちが経済的にも精神的にも自立できるように援助する事を目的としています。

法的位置づけ

児童福祉法第6条の3、児童福祉法第33条の6「児童自立生活援助事業」として第2種社会福祉事業に位置付けられます。

援助方法



ホームに来る子どもたちの多くは被虐待の子どもたちであり、ネグレクトされた子どもたちです。心の奥底に人間不信を、大人への不信を抱えた子どもたちが、施設での集団生活にはなかなか適応できずにそのまま社会に飛び出て失敗し、ホームにやってきます。

こうした子どもたちの受入れが、場としても、支援の方法としてもほとんどないというのが現状です。この子どもたちに必要なのは指導でも、お世話でも、管理でもありません。

自立援助ホームでは、先ずはそのままの姿（何もやろうとしない、意欲をもてない、良いとは言えない目標しかもてないといろいろありますが）を認め、受け入れることから始まります。そして、やる気になるのを、意欲的になるのを、ある程度認識し、目標がもてるようになるのを待ちます。何度かは失敗するであろうことを予測しながらも、彼らを選び、決断するまで待ちます。そして、彼らが決断したことを尊重します。私たちには良くないな、上手くいかないなと解っていても彼らが決断したことを尊重します。

当然、上手くいかないことや、躓くことがでできます。しかし、人は失敗したり誤った体験をしながら成長していきます。その権利は彼らにもあるのです。そのことがキチッと保障されていることが大切です。ありのままを認め、本人の主体性が生じるのを待ち、出てきた決断を尊重し、失敗することを保障する、というのは「主体性の保障」です。自立援助ホームは「自立」を「子どもたちが何でも一人でできるようになること」とは捉えていません。「自分でやろうとすること」「自分でやろうという意欲をもちながら人と関わって、人に助けを求めていけるようになること」と考えます。そのためには、この「主体性の保障」は不可欠な援助方法です。

心の奥底に人間不信を、大人への不信を深く抱えた子どもたちにとっては、在りのままの自分を無条件で受け入れてくれる大人に出会うこと、数少ない経験からでてくる主体性の小さな芽がどんなに稚拙であっても踏みじらずに育ててくれる大人に出会うことが大切なのです。

自分では自分自身をなかなか抑制できないところまでいってしまっている子どもたちも多くいます。夜遊びがしくて帰ってこない子、寂しさに耐え切れず異性との繋がりを強く求める子、非行をして再び家庭裁判所に繋がってしまう子、少年院に入ってしまう子といろいろですが、それでもなお、彼らを選び決断した結果なら援助を続けます。彼らから関係を断ち切らない限り、ホームを出た後、何年でも援助が続きます。

必要性



最近、とみに青少年の非行・犯罪が紙上を賑わしています。よく見てみますと、この子どもたちの多くがやはり被虐待の子どもたちであり、ネグレクトされた子どもたちです。思春期の真っ只中において危い行動を起こしている子どもたち。この子どもたちを受け入れる施設がほとんどありません。働くしかないのです。

管理と指導が厳しくならざるを得ないところではこの子どもたちの回復はなかなか難しい。しかし、かなり困難性を抱えている子どもでも、一人ひとりの個性が認められ、自分で選び、決断をし、遂行し、失敗した時には戻れる安定基地がありさえすれば、少しずつでも前に進むことができるのです。自立援助ホームの特異性と存在意義はそこにあります。

児童福祉施設は年齢的には乳児から20歳までと一応は受入れ態勢ができていのように思えます。しかし種別となるとまだまだ十分ではなく、知的ボーダーラインにある子ども、働く子どもの受け入れ先はほとんどありません。もっと細かに分類し、困難な中に生きている子どもたち一人ひとりが育てられ、癒され、援助を受けることのできる体勢がまだまだ必要と思われれます。

自立援助ホームが大切にしている3つのこと

① あたり前の生活

自立援助ホームは、虐待、貧困など大変難しく過酷な養育環境をくぐり抜けてきている青少年たちに、安心・安全な生活環境を保障します。スタッフと生活を共にしながら、食・住に始まり、「ごめん」「ありがとう」「お願い」というあたり前の言葉がけを大切にします。また、彼ら一人一人の話を丁寧に耳を傾け、自分の存在が受け止められていることを実感できるように配慮し、自分を大切に思うことのきっかけを作っています。



② 主体性の保障

大変難しく過酷な生活を送ってきた青少年たちは、自分で選び、自分で決めるという自立の出发点となる経験を保障されず、また失敗経験から学ぶという基本的な権利も保障されてきませんでした。入居時にまず、入居の意思を確認し、ホームと入居の契約を交わします。このことは、不安や葛藤を抱えて入居してくる青少年がほとんどとはいえ、自分で選び、考えることの第一歩となります。その後もいろいろな場面で失敗することもあります。が、「あたり前の生活」の中から、存在を受け止めてもらっているという感覚をエネルギーにし、自分で考えて行動し、その結果を受け入れるという経験を積み重ねていきます。

③ 退居者支援

青少年たちは、「あたり前の生活」や「主体性の保障」の中で自分の存在を大切に思ったり、失敗経験から自分で考え、結果を受け入れる経験を重ねるとホームから離れて生活するという次のステップに進みます。その際も「彼らから関係を断ち切らない限り、ホームからは絶対に関係を断ち切らない」というメッセージを発信します。このことは、社会的な支援の希薄な彼らに、「困ったときはいつでも相談に来て良い」ということ＝彼らの「心の安全基地」となる覚悟と「適度に人に頼る」ことが社会生活には不可欠であると自立援助ホームが考えていることを意味しています。また、転職、恋愛、結婚、子育てなどのライフイベントごとの「新しい課題」の相談にのり、一人一人が抱える「人生の課題」に関しても長期間関わることによって、「時間の経過が解決してくれること」を本人と一緒に分かち合うことができます。

● 就労支援について

ホームに入居する青少年の就職探しは、学歴や資格などを持たない若年労働者としてのハンディがあることで、多くの困難に直面します。

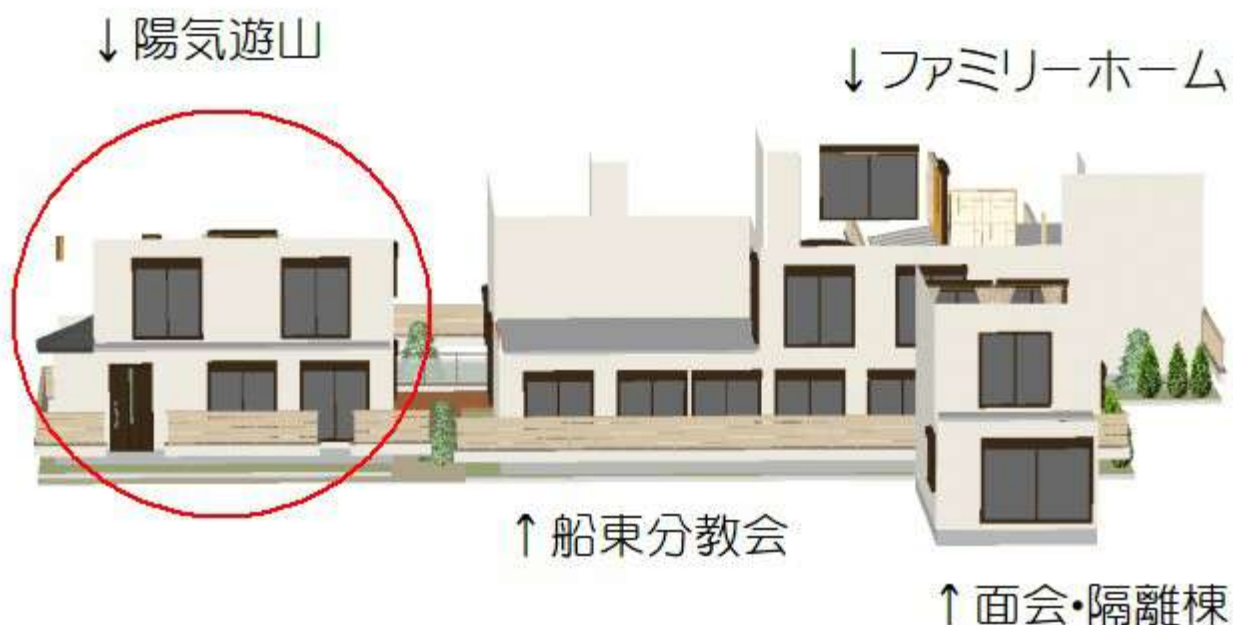
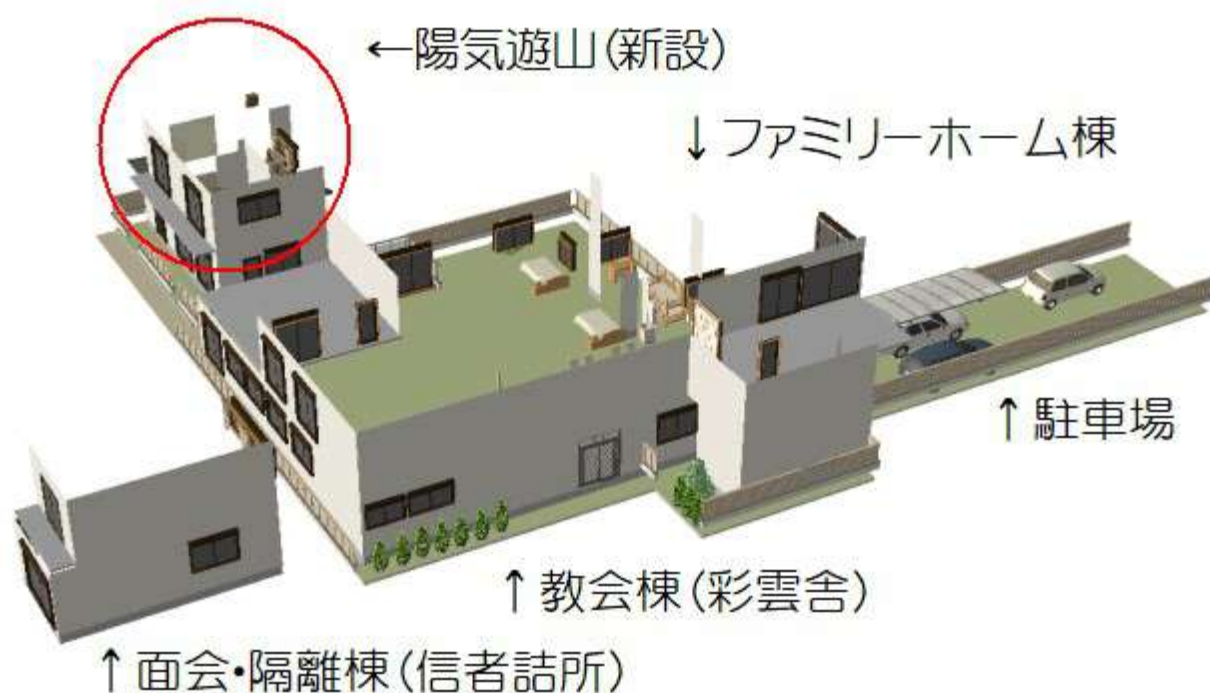
求人の少なさだけでなく、履歴書の書き方や保証人など、彼らだけでは手に負えない課題をクリアするための支援が必要です。

また、自立援助ホームを理解し、彼らを受け入れ支援してくれる就労先の確保や仕事が継続できるように彼らの働くことへの不安・不満・愚痴に耳を傾け、彼らへの権利侵害に配慮することが必要です。



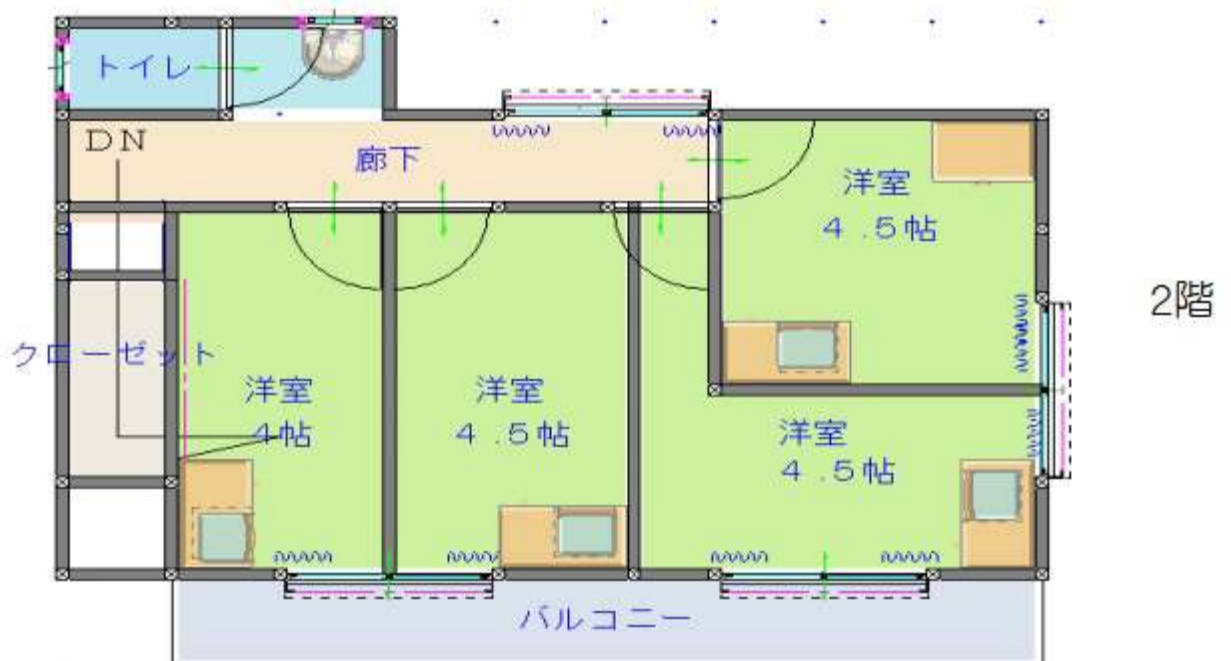
「陽気遊山」併設協力団体・施設

- ・特定非営利活動法人「彩雲舎」
- ・ファミリーホーム「陽気ぐらしの家 わかさ」
- ・天理教船東分教会



- ・ 定員 男子5名
- ・ 完全個室
- ・ 全室エアコン・Wi-Fi完備
- ・ テンキーナンバー錠によるセキュリティ
- ・ 心理・就労支援担当スタッフ・提携弁護士による各種相談対応

「陽気遊山」 室内配置図



「陽気遊山」内部



当法人の理念と沿革

2021年4月1日



特定非営利活動法人「彩雲舎」
理事長 若狭 佐和子



本日、おかげさまで自立援助ホーム「陽気遊山」を開設する運びとなりました。彩雲は瑞雲(ずいうん)、慶雲(けいうん)、または「五色の雲」などと呼ばれ、古来より偉人の誕生時などに出現し、吉兆の表れとされてきました。しかし実際はそれほど珍しいものではなく、日光が雲に含まれる水滴で回折し、その度合いが光の波長によって違うために生ずるもので、ごくありふれた気象現象とされています。

当法人は、人間にとって本当の吉兆、真の宝物は実は身近なところに溢れかえっていて、それをみんなで見つけ、互いに陽気な生活ができるように一緒に歩いていきたいという思いから、名称を「彩雲舎」といたしました。

また「舎」とは建物、家といった意味合いが込められており、同じ屋根の下で生活しながらそれぞれに合った家庭環境を提供することで、本人の健全な人格形成に寄与できればと思っています。

当法人の母体は大正8年設立の天理教船東分教会です。私は教会での生活を営む傍ら、養育里親に登録してファミリーホーム運営を通じ社会的養護の世界に身を投じてまいりました。このたび一昨年奇しくも隣接する家屋を購入するご縁をいただきましたので、自立援助ホーム「陽気遊山」を開設することにいたしました。荒川区では初めての施設ということもあり手探り状態の運営ではありますが、ご支援くださいました皆様方には心からの感謝とともに、今度も社会的養護に更なる寄与をすべく、スタッフ一同お誓い申し上げます。



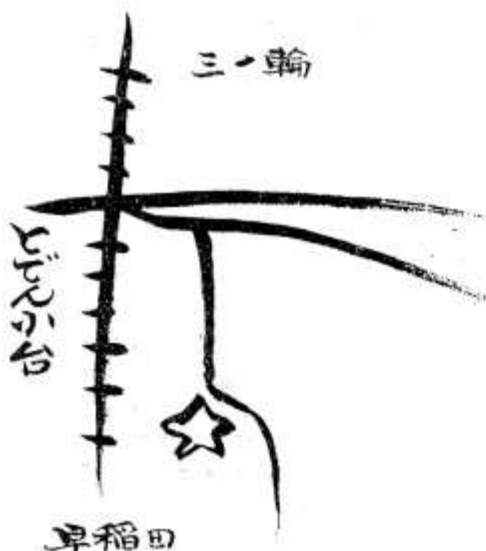
☆アクセス

電車・バス

- 東京さくらトラム(都電荒川線) 小台電停徒歩1分
- 都バス東43 小台停留所徒歩2分
- JR上野東京ライン尾久駅 徒歩12分
- JR山手線田端駅 徒歩15分

自家用車

- 首都高速道路王子北出口2km 駐車場あり(約5台)



天理教船東分教会(彩雲舎)

〒116-0011 東京都荒川区西尾久5-8-7

Tel 03-3893-5072 fax 末尾5118

ファミリーホーム「陽気ぐらしの家 わかさ」

Tel 03-3893-5042

船東別館・自立援助ホーム「陽気遊山」

〒116-0011 東京都荒川区西尾久5-8-9

Tel 03-5901-9072

船東詰所・四子浜分教会・面会・隔離棟

〒116-0011 東京都荒川区西尾久5-7-16

Tel 03-3893-5092

各施設共用駐車場(約5台) 荒川区西尾久5-8-19